

医師臨床研修制度の権限移譲に伴う地域医療対策協議会の協議事項について

(1) 臨床研修制度に関する主な事務と分担(R2. 4～)

医療法及び医師法の改正により、令和2年4月より、都道府県へ医師臨床研修制度の一部権限移譲が行われ、地域医療対策協議会の協議事項も追加された

	国、地方厚生局 (考え方) 臨床研修制度の設計、研修の質の確保	都道府県 (考え方) 個別病院の指定、定員設定事務
臨床研修病院の指定、取消	○ (指定基準の策定) (※)	◎ (個別病院の指定)
臨床研修病院の定員設定	○ (都道府県上限の設定)	◎ (個別病院の定員設定)
年次報告の受理	— (※)	◎
研修プログラム変更等の受理	— (※)	◎
指定継続にかかる訪問調査	— (※)	◎
報告の徴収及び指示	◎	◎
研修医等からの相談対応	◎	○
都道府県間の調整	◎	—
臨床研修の質の観点からの調査	◎	—
補助金の執行	◎	—
臨床研修修了登録	◎	—

※定員設定、指定・取消しについては、地域医療対策協議会の意見を聞く

(2) 地域医療対策協議会の協議事項

- ①キャリア形成プログラムに関する事項(医療法第30条の23第2項第1号)
- ②医師の派遣に関する事項(同 第2号)
- ③キャリア形成プログラムに基づき医師の確保を特に図るべき区域(=医師少数区域)に派遣された医師の能力開発援助に関する事項(同 第3号)
- ④医師の確保を特に図るべき区域に派遣された医師の負担軽減のための措置に関する事項(同 第4号)
- ⑤医師の確保を特に図るべき区域における医師確保のために大学と県が連携して行う取組に関する事項(同 第5号)
- ⑥医師法の規定による事項(同 第6号) ※専門研修に対する意見陳述、**臨床研修病院の指定、研修医の定員の設定**
- ⑦その他医師の確保を図るために必要な事項(同 第7号)

地域医療対策協議会年間スケジュール等(R2年度以降予定)

	初期臨床研修	専門研修／地域枠	地域医療対策協議会
4月	研修医受入・募集意向調査 基幹型病院指定基準調査 年次報告 プログラム変更・新設の届出 募集定員の設定		4～7月 ①募集設定に係る開催
5月			
6月		専攻医ローテーション調査	
7月	募集定員案の設定	翌年度専門プログラム内容調査(採用数・連携施設)	8月 ②専門研修に係る開催
8月	マッチング		
9月	マッチング中間発表	国へ専門プログラム意見書提出 ↑ 専攻医一次募集	
10月	マッチング結果発表 新規指定申請書期限	↑ キャリア形成プログラム 作成、変更、面談 ↑ 専攻医二次募集	
11月			
12月			2～3月 ③地域枠派遣、医師 確保政策、新規指定 認定に係る開催
1月		地域枠派遣案作成	
2月	新規指定等認定	医局派遣との調整	
3月			

大分県の臨床研修病院一覧

病院名	市町村	令和元(2019)年度			平成30(2018)年度		
		定員	マッチ数	マッチ率	定員	マッチ数	マッチ率
独立行政法人国立病院機構 別府医療センター	別府市	9	9	100.0	9	9	100.0
大分県立病院	大分市	12	12	100.0	12	12	100.0
大分大学医学部附属病院	由布市	48	42	87.5	56	39	69.6
大分岡病院	大分市	5	5	100.0	5	3	60.0
中津市立中津市民病院	中津市	5	4	80.0	5	4	80.0
大分県厚生連鶴見病院	別府市	4	4	100.0	4	4	100.0
大分中村病院	大分市	5	4	80.0	5	1	20.0
独立行政法人国立病院機構 大分医療センター	大分市	2	0	0.0	2	1	50.0
大分赤十字病院	大分市	5	5	100.0	5	1	20.0
大分県済生会日田病院	日田市	2	1	50.0	2	1	50.0
国家公務員共済組合連合会 新別府病院	別府市	4	0	0.0	4	4	100.0
大分医師会立アルメイダ病院	大分市	4	4	100.0	4	2	50.0
合 計(大分県)		105	90	85.7	113	81	71.7

医療法及び医師法の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

地域間の医師偏在の解消等を通じ、地域における医療提供体制を確保するため、都道府県の医療計画における医師の確保に関する事項の策定、臨床研修病院の指定権限及び研修医定員の決定権限の都道府県への移譲等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 医師少数区域等で勤務した医師を評価する制度の創設【医療法】

医師少数区域等における一定期間の勤務経験を通じた地域医療への知見を有する医師を厚生労働大臣が評価・認定する制度の創設や、当該認定を受けた医師を一定の病院の管理者として評価する仕組みの創設

2. 都道府県における医師確保対策の実施体制の強化【医療法】

都道府県においてPDCAサイクルに基づく実効的な医師確保対策を進めるための「医師確保計画」の策定、都道府県と大学、医師会等が必ず連携すること等を目的とした「地域医療対策協議会」の機能強化、効果的な医師の配置調整等のための地域医療支援事務の見直し 等

3. 医師養成過程を通じた医師確保対策の充実【医師法、医療法】

医師確保計画との整合性の確保の観点から医師養成過程を次のとおり見直し、各過程における医師確保対策を充実

- ・ 医学部：都道府県知事から大学に対する地域枠・地元出身入学者枠の設定・拡充の要請権限の創設
- ・ 臨床研修：臨床研修病院の指定、研修医の募集定員の設定権限の国から都道府県への移譲
- ・ 専門研修：国から日本専門医機構等に対し、必要な研修機会を確保するよう要請する権限の創設

都道府県の意見を聴いた上で、国から日本専門医機構等に対し、地域医療の観点から必要な措置の実施を意見する仕組みの創設 等

4. 地域の外来医療機能の偏在・不足等への対応【医療法】

外来医療機能の偏在・不足等の情報を可視化するため、二次医療圏を基本とする区域ごとに外来医療関係者による協議の場を設け、夜間救急体制の連携構築など地域における外来医療機関間の機能分化・連携の方針と併せて協議・公表する仕組みの創設

5. その他【医療法等】

- ・ 地域医療構想の達成を図るための、医療機関の開設や増床に係る都道府県知事の権限の追加
- ・ 健康保険法等について所要の規定の整備 等

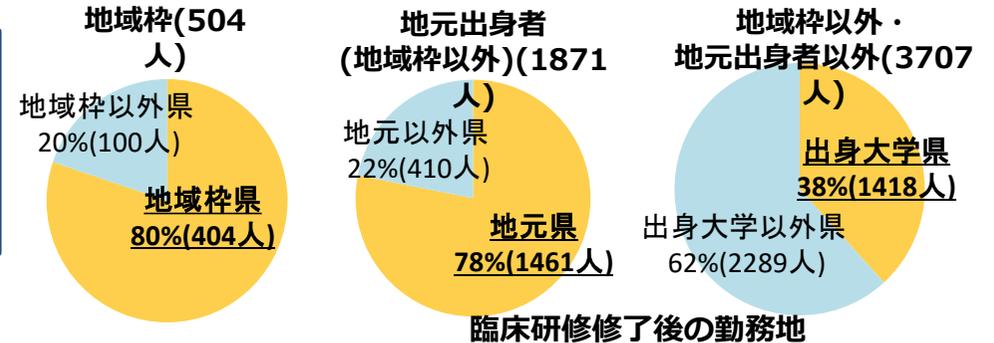
施行期日

2019年4月1日。(ただし、2のうち地域医療対策協議会及び地域医療支援事務に係る事項、3のうち専門研修に係る事項並びに5の事項は公布日、1の事項及び3のうち臨床研修に係る事項は2020年4月1日から施行。)

医師養成課程を通じた医師確保対策の充実について

基本的な考え方

- 医学部、臨床研修、専門研修を通じ、医師は自らが研さんを積んだ土地に定着するとのデータも踏まえ、医師養成過程を通じた医師偏在対策を講じる必要がある。



法律の内容（①については医療法、②～④については医師法改正）

<医学部関係の見直し>

- ① 都道府県知事から大学に対して、地対協の協議を経たうえで、地域枠又は地元出身者枠の創設又は増加を要請できることとする。（2019年4月1日施行）

<臨床研修関係の見直し>

- ② 法律及び臨床研修の実施に関する厚生労働省令に定める基準に基づいて、**都道府県知事が臨床研修病院を指定**することとする。（2020年4月1日施行）
- ③ **都道府県知事は、**厚生労働大臣が定める都道府県ごとの研修医の定員の範囲内で、毎年度、厚生労働省令で定めるところにより、**都道府県の区域内に所在する臨床研修病院ごとの研修医の定員を定める**こととする。（2020年4月1日施行）

<専門研修関係の見直し>

- ④ 厚生労働大臣は、医師の研修機会確保のために特に必要があると認めるときは、研修を実施する日本専門医機構等に対し、当該研修の実施に関し、必要な措置の実施を要請できることとする。また、日本専門医機構等は、医師の研修に関する計画が医療提供体制に重大な影響を与える場合には、あらかじめ都道府県知事の意見を聴いた厚生労働大臣の意見を聴かなければならないこととする。（公布日施行）

<地域医療対策協議会との関係>

- ⑤ ②～④において都道府県知事が行う事項については、地対協の意見を聴くこととする。（各施行日に準ずる）